

# 鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

## 1 はじめに

### (1) ガイドラインの策定目的

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用について配慮すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性とプライバシー保護等との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用し、鎌倉市の安全安心まちづくりの推進に寄与することを目的として策定するものです。

### (2) ガイドラインの対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、主として犯罪の抑止を目的に設置され、不特定多数の方を撮影する画像撮影装置で、かつ、画像記録の機能を有するカメラとします。

設置主体にかかわらず、次の全ての要件を満たすカメラは、このガイドラインの対象とします。

#### ア 設置目的

主として犯罪の抑止を目的に設置されたカメラ

※設備や設置等の管理、学術研究、報道などを主目的に設置されたカメラは対象となりません。

#### イ 撮影範囲

次の場所などを撮影範囲とすることで、不特定多数の方を撮影するカメラ

- (ア) 「道路」、「公園・広場」
- (イ) 「商店街・商店会・繁華街」、「地下街、駅などの自由通路」
- (ウ) 「金融機関」、「小売店・百貨店・複合施設などの商業施設」
- (エ) 「劇場・映画館」、「スポーツ・レジャー施設」
- (オ) 「ホテル・旅館」、「駐車場」等

※カメラの撮影範囲として、不特定多数の方の出入りが想定されないマンション、アパート等共同住宅の内部、事業所、工場の敷地内などを専ら撮影している場合は対象となりません。

#### ウ 装置

画像撮影装置のほか、ビデオ、DVD、ハードディスク等の録画装置を備えたカメラ

※録画装置を備えていないカメラは対象となりません。

## 2 防犯カメラの設置・管理に当たって配慮すべき事項

### (1) 防犯カメラの設置場所・撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像データは、その取扱いによっては、プライバシー等を侵害する恐れがあり、むやみに設置すればよいということにはなりません。

そこで、防犯カメラを設置する際には、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、目的を達成するために必要な範囲を撮影する場所に設置することとします。

## (2) 防犯カメラの設置表示

防犯カメラの設置者は、市民の皆さんが、防犯カメラが設置されていることを認識できるよう、設置区域内の見やすい場所、例えば、防犯カメラを設置している建物や施設の出入り口などに設置表示(例：「防犯カメラ作動中」)を行うこととします。

また、犯罪抑止を目的とした設置効果を高めるためにも、設置表示は必要ですが、個々の防犯カメラごとの設置表示を求めているものではありません。

## (3) 管理責任者の指定

防犯カメラの管理に当たり、適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、防犯カメラの設置者は、管理責任者を指定することとします。

## (4) 防犯カメラ設置者・管理責任者の責務

プライバシー等に十分配慮した取扱いをするため、次の事項を、防犯カメラの設置者と管理責任者（以下「設置者等」という。）の責務とします。

- ア 適切な画像の取扱いに努めること。
- イ 画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないこと。また、その職でなくなった後も同様とすること。
- ウ 防犯カメラの管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないように必要な措置を講じること。また、従事終了後についても同様とすること。
- エ その他防犯カメラの適切な設置及び管理に関し、必要な措置を講じること。

## (5) 防犯カメラにより撮影された画像の管理・保管期間等

記録方式のデジタル化が進み、USBメモリやSDカードなど大容量でありながら小さな記録媒体が増えたことで、画像のコピーや持ち出しが容易な状況になっています。

そこで、設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理のため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

- ア 不必要な画像の複写や加工を行わないこと。
- イ 画像を記録したビデオテープ、DVDなどは、施錠できる保管庫に保管すること。
- ウ 画像の記録にハードディスクを利用している場合は、部屋の施錠、関係者以外の立ち入り禁止など、あらかじめ定めた防護された場所に保管すること。
- エ 画像の部外への持ち出しを禁止すること。
- オ 画像の保管期間は、目的達成のため必要な最小限の期間(概ね1ヶ月以内)とすること。
- カ 保管期間が終了した画像は、初期化や上書きにより、確実に消去すること。
- キ 画像の記録された媒体を廃棄する場合には、破砕するなど、画像が読み取れない状態にしたうえで、廃棄すること。
- ク インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを設定するほか、システムを適宜更新し最新の状態にするなど、セキュリティ対策をとること。

## (6) 撮影された画像の利用・提供の制限

ア プライバシー等の問題に配慮し、防犯カメラで撮影された画像の第三者への閲覧、又は提供は、次の場合を除き禁止とすること。

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合

(ウ) 市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

※(ウ)の事例としては、例えば、行方不明者の安否確認に必要な場合や災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

イ 上記アの(ア)～(ウ)に該当し、画像を第三者に閲覧させ、又は提供する場合は、提供等の必要性を十分検討すること。

ウ 第三者に画像の提供等をしたときは、提供等の相手の氏名、日時、理由及び画像の内容を記録することとし、画像の提供等を求めた者に身分証明書の提出を求める等、身元確認を行うこと。

## (7) 苦情等への対応

防犯カメラが設置されていることに不安を感じている方もいますので、設置者等は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問合せに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。

## (8) 防犯カメラの設置及び運用要領の策定

このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置及び運用をさらに適切に行うため、設置者等は、それぞれの利用目的、利用形態に合わせ、次の事項などを盛り込んだ「設置及び運用要領」を定めることとします。

ア 防犯カメラの設置目的

イ 防犯カメラの設置場所、撮影範囲

ウ 防犯カメラの管理責任者の指定及び責務

エ 画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理に係る次の事項

(ア) 画像の記録された媒体の保管方法

(イ) 画像の保管期間、消去方法

オ 画像の利用、提供制限に関すること

カ 苦情処理に関すること

キ その他防犯カメラの設置、運用等を適切に行うために必要な事項

## (9) 個人情報保護法制の遵守

個人情報の保護に関する法律及び鎌倉市個人情報保護条例では、特定の個人を識別できるものを個人情報として定義しており、防犯カメラにより撮影された画像についても、個人情報に該当する可能性があります。そこで、個人情報に該当する画像を取り扱う場合には、このガイドラインのほか、個人情報保護法制の規定に基づき、適切に取り扱うこととします。

## (10) その他

施設管理業務や警備業務を委託する場合には、本ガイドライン及び「設置及び運用要領」の遵守を委託条件にするなど、委託業者に適切な管理、運営を徹底するものとします。

## 【〇〇自治・町内会防犯カメラの設置及び運用要領(参考例)】

(目的)

第1条 この要領は、〇〇が△△地域に、犯罪の抑止を目的として設置する防犯カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシー保護に配慮し、適切な管理運用を行うことを目的とする。

(設置場所・撮影範囲等)

第2条 防犯カメラの設置場所は、△△地域の□□に設置し、◇◇の公道を撮影範囲とする。

(防犯カメラの設置場所及び撮影範囲は、別紙配置図のとおりとし、△△地域に◇台を設置する。(配置図には、防犯カメラの設置箇所、撮影範囲を表示する))

2 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示するものとする。

(管理責任者の指定等)

第3条 防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、(団体・職・氏名を記載)をもって充てる。

3 管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラ及びそのモニター並びに録画装置の操作を行う担当者を指定するものとする。

4 防犯カメラの操作担当者は、(職・氏名を記載)をもって充てる。

5 管理責任者及び指定された操作担当者以外の者による防犯カメラ及びそのモニター並びに録画装置の操作は、禁止するものとする。

(画像の管理)

第4条 画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 画像の保管場所は、〇〇〇とし、記録媒体は、施錠のできる保管庫等に保管し、原則として画像の閲覧、外部への持ち出し及び転送を禁止する。

(2) 画像の保管期間は、△△とする。ただし、特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとする。

(3) 画像の消去は、初期化又は上書きにより行うものとし、記録媒体を処分するときは、破砕又は復元できない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にするものとする。

(撮影された画像の利用・提供の制限)

第5条 プライバシー保護のため、画像を第三者に閲覧させ、又は提供することを禁止するものとする。ただし、次に掲げる場合は、必要性を判断した上で、画像の提供をできるものとし、管理責任者(又は設置者)の許可を得た上で、提供するものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

(3) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(苦情処理)

第6条 管理責任者は、苦情や問合せに誠実かつ迅速に対応するものとする。

(保守点検)

第7条 管理責任者は、防犯カメラの機能の維持のため、定期的に保守点検を行うものとする。

付 則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。